

用語索引

ア行

悪臭	50
（都市）アメニティ	86
硫黄酸化物（SOx）	49
一酸化炭素（CO）	49
（川崎市）一般廃棄物処理基本計画	37
浮島2期埋立地	36
雨水浸透	108
エコオフィス計画	35
エコロジー乗車券	52
オゾン層（破壊）	94
温室効果（ガス）	30

地球の表面温度は、太陽から流れ込む日射エネルギーと地球自体が宇宙に向けて出す熱放射とのバランスによって定まる。太陽から流入する日射は、ほとんどが可視光線及び赤外線であり、大気を素通りして地表面で吸収される。日射によって加熱された地表面は赤外線を熱放射するが、大気中には赤外線を吸収する性質を有する「温室効果ガス」といわれるガスがあり、地表面からの熱をいったん吸収してしまう。温室効果ガスを含む大気によって吸収された熱の一部は地表面に下向きに放射され、一部は大気上層に上向きに放射される。このように日射に加えて大気からの下向きの放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となる。この効果を「温室効果」という。京都議定書では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）の6物質が温室効果ガスとして削減対象とされている。

カ行

街区公園	83
化学的酸素要求量（COD）	56
拡大生産者責任	38
（川崎市）河川水質管理計画	55
環境影響評価（環境アセスメント）	72
環境基準	48

大気の汚染、水の汚染、土壌の汚染、騒音に係る環境上の条件として、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」に定められている。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくこととするものである。事業活動等を直接規制するものではないが、各種の規制措置や設備等の施策を講じる際の根拠となる。

環境コミュニケーション	45
環境管理システム	110

事業者等が環境に関する方針を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制、手続であり、国際標準化機構（ISO）が発行したISO14001に基づくものやEUのEMAS（Eco-management and Auditing Scheme）に基づくものが代表的な事例である。ISO14001に

基づく環境管理システムは、PDCAサイクル（Plan→Do→Check→Action）を繰り返すことにより、環境の継続的な改善を図っていくものであり、規格を尊重していることについて、外部機関による第三者認証、自己宣言等を行うことができる。

環境負荷	17
環境目標値	10
急傾斜地崩壊危険区域	63
京都議定書	30
近隣公園	83
グリーン購入	99
クリーン軽油	15
建築協定	90
（川崎市）公害防止等生活環境の保全に関する条例	14
光化学オキシダント	48
公共車両優先システム	15
（PTPS：Public Transportation Priority System）	
公共用水域	55
工場緑化協定	28
交通公害低減システム	
（EPMS：Environment Protection Management System）	
自動車排出ガスによる交通公害の低減を図るため、主要幹線道路を中心に環境センサーを整備し、得られた環境情報をもとにディーゼル車等の迂回誘導案内やきめ細かい信号制御を行うシステム。現在、産業道路を中心に導入されている。	
交通需要管理（＝交通需要マネジメント）	14
（TDM：Transportation Demand Management）	
（下水道終末処理施設の）高度処理	60
コ・ジェネレーション（熱電供給システム）	104
固定発生源	10
コンポスト化	38

サ行

（里地）里山	27
酸化触媒	15
産業廃棄物	37
（川崎市）産業廃棄物処理指導計画	38
酸性雨	95

化石燃料等の燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物等が大気中で酸化されて硫酸や硝酸となり、それが雨等に取り込まれた形、あるいは直接、ガス、エアロソルの形で酸が地上に到達することをいう。雨はごく自然の状態でも空気中の二酸化炭素が溶け込むことにより、pH5.6程度になるといわれているが、それより低いpHになった雨を通常「酸性雨」と呼んでいる。欧米では、湖沼や森林等の生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた国際問題となっている。我が国では、環境庁（現環境省）によるモニタリング調査の結果、全国的に年平均値でpH4台の降水が確認された。生態系への影響は顕在化していなかったが、今後も現在のような酸性雨が降り続けると、将来影響が現れる可能性が懸念される。

市街化区域・市街化調整区域	25
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）	13

自動車騒音に係る要請限度 69

騒音規制法第 17 条第 1 項では、「市町村長は、騒音の測定を行った場合において、指定地域における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」と規定しているが、この規定に基づき、都道府県公安委員会に要請を行う限度を自動車騒音に係る要請限度という。

(川崎市) 市民健康の森づくり 29

市民農園 28

生活騒音 71

生物多様性 84

地球上に存在する生物の間に違いがあること(変異性)を意味し、生態系(生物群集)、種及び遺伝子(種内)の3つのレベルの多様性により捉えられる。生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することを意味する。世界全体で生物多様性の保全とその持続可能な利用に取り組むための枠組みとして、1993年に「生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)」が発効した。この条約には、国家戦略の策定、重要な地域・種の選定及びモニタリング、生息地内保全、持続可能な利用、研究、情報交換、遺伝子操作生物の安全確保、技術移転、資金協力が規定されている。我が国では、生物多様性条約に基づき、1995年に地球環境保全に関する関係閣僚会議において、生物多様性の保全及びその持続可能な利用を図るための国の基本方針等を定めた生物多様性国家戦略を決定した。その後、全面的な見直しを行い、2002年に新しい生物多様性国家戦略を決定した。

(川崎市) 新エネルギービジョン 105

生活排水 60

生産緑地 25

生物化学的酸素要求量(BOD) 56

総量規制 53

夕行

ダイオキシン類 17

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称で、通常、環境中に極微量に存在する有害な物質である。人の健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、2000年1月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉等への排出規制が行われている。

なお、ダイオキシン類の濃度に関する単位は、環境中の大気、水質、土壌と底質について、それぞれpg-TEQ/m³、pg-TEQ/L、pg-TEQ/gと表記する。ここで、pg(ピコグラム)とは1兆分の1gのことで、TEQとはダイオキシン類の量をそれらの中で最も強い毒性を有する2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した量であることを表している。

体験農園 28

対策目標値 10

太陽光発電システム 44

多自然型川づくり 77

多摩川エコミュージアムプラン 78

多様性指数 57

地域緑化推進地区 82

地球温暖化対策推進大綱

1998年6月に地球温暖化対策推進本部が決定。その後、京都議定書の「6%削減約束」の達成に向けた見直しを行い、2002年3月に新たな大綱を策定。この新たな大綱は、具体的な対策の全体像を示すとともに、温室効果ガスの種類その他の区分ごとの目標、対策、実施スケジュールを記述。併せて、個々の対策の導入目標、排出削減見込み量及び対策を推進するための施策を定めている。

地区計画制度 90

蓄熱システム 105

窒素酸化物(NOx) 10

物が燃える際には、空気中の窒素や物に含まれる窒素化合物が酸素と結合して窒素酸化物(NOx)が必ず発生する。発電所や工場のボイラー及び自動車エンジン等の高温燃焼の際に、一酸化窒素(NO)が発生し、これはまた酸化されて安定な二酸化窒素(NO₂)となり大気中に排出される。通常、この一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)とを合わせて窒素酸化物(NOx)と呼ぶ。窒素酸化物は人の健康に悪影響を与えるおそれがある。また、窒素酸化物は紫外線より光化学反応を起こし、オゾン等光化学オキシダントを生成する。

(産業廃棄物) 中間処理施設 38

中水道システム 107

調整池 108

底質 20

ディーゼル排気微粒子 12

デポジット制度(預託払戻制度) 121

電波障害 72

透水性舗装 108

道路交通振動に係る要請限度 70

振動規制法第 16 条第 1 項では、「市町村長は、振動の測定を行った場合において、指定地域における道路交通振動が環境省令で定める限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」と規定しているが、この規定に基づき、道路管理者又は都道府県公安委員会に要請を行う限度を道路交通振動に係る要請限度という。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTTR法) 17

PRTTR(Pollutant Release and Transfer Register)制度は、事業者が人や生態系に有害なおそれがある化学物質の環境(大気、公共用水域、土壌等)への排出量及び事業所の外への移動量を国へ届出し、国においては、この届出を集計するとともに、届出事業所以外からの排出量を推計し、これらを合わせて公表する仕組みである。本制度は、アメリカ、カナダ、オランダ、イギリス等の諸外国でも法制化されているが、その内容は国ごとに異なっている。PRTTR法は、我が国の制度として1999年7月に公布された。2002年度以降、対象事業者は前年度分の排出量及び移動量を自治体を經由して、国へ届出することになった。国は、法施行後初めての集計結果を2003年3月に公表した。

特定フロン(ニクロロフルオロカーボン)(CFC) 94

フロンは一種で、炭素、フッ素及び塩素からなる物質で、冷媒、洗浄剤、発泡剤、噴射剤等として広く利用されてきた。CFCは化学的に安定な物質であるため、大気中に放出されると対流圏でほとんど分解されず成層圏に達する。成層圏において太陽からの強い紫外線をあびて分解し、塩素原子を放出するが、この塩素原子が触媒となってオゾン層を分解する反応

が連鎖的に起きる。この反応を繰り返しながらオゾンを分解するため、多数のオゾン分子が次々と破壊される。このため、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」で生産規制等がされており、我が国でも「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」により、生産が全廃されている。

都市計画マスタープラン…………… 110

平成4年の都市計画法改正において「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として新たに創設された制度で、住民に最も近い立場にある市町村がその創意工夫のもとに、住民意見を反映して定めるものとされた（都市計画法第18条の2）

この基本方針は、市議会の議決を経て定められた「基本構想」と都市計画の「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」に則して定めることとされている。都市計画マスタープランは、個別の計画や事業の内容そのものを直接決めるものではないが、今後、市が定める都市計画は、このプランに則して定めることになる。

土壌浄化システム（大気環境改善新型土壌浄化モデル）… 51

ナ行

内分泌攪乱化学物質…………… 19

1998年5月に環境庁（現環境省）が発表した「環境ホルモン単独計画 SPEED'98」の中で、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」と定義されており、環境ホルモンとも呼ばれている。SPEED'98では、ダイオキシン類、PCB、有機スズ等67物質（2000年11月現在では65物質）がリストアップされている。このうち、ノニルフェノール、4-tert-オクチルフェノール及びビスフェノールAの3物質については、魚類に対する内分泌攪乱作用が認められるもの、哺乳類を用いた試験で人の健康への影響を見ると、明らかな内分泌攪乱作用は認められないとの調査結果を環境省は発表している。

二ヶ領せせらぎ館…………… 78

（川崎市）二ヶ領用水総合基本計画…………… 76

二酸化硫黄（SO₂）…………… 49

二酸化窒素（NO₂）…………… 10

窒素酸化物（NO_x）は空気中で物が燃えると必ず発生する。窒素（N₂）は空気中にも燃料中にも含まれているが、物が燃えるときには、これが酸素と結合して一酸化窒素（NO）という気体が発生する。一酸化窒素（NO）は不安定な物質であるためそのままの形で大気中に留まることはなく、そのほとんどは二酸化窒素（NO₂）となる。濃度によって人の健康への影響は異なるが、低い濃度の二酸化窒素を長い間吸った場合、せきやたんが出やすくなるなど呼吸器に影響を生じ、高い濃度になると数時間のうちに鼻やのど、さらには胸が痛み、呼吸が困難になることもある。このため、環境基本法に基づく環境基準が定められている。

ハ行

（川崎市）廃棄物減量指導員…………… 101

廃棄物交換制度…………… 102

ハイドロフルオロカーボン（HFC）…………… 31

八都府県市指定低公害車制度…………… 15

パーフルオロカーボン（PFC）…………… 31

ヒートアイランド現象…………… 93

ヒートポンプ…………… 105

光害…………… 73

ビル風害…………… 72

富栄養化…………… 59

元来は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて、生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念であったが、近年の人口・産業の集中、土地利用の変化等に伴い、栄養塩の流入が加速され、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。さらに進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類への死や悪臭を引き起こす。海域・湖沼については、窒素・燐に関する環境基準の設定及び排水規制等の対策がとられている。

浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）… 10

大気中の粒子状物質のうち、粒径10μm以下のものをいう。大気中に長期滞留し、肺や気管等に沈着するなどして、呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生する他、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子として性状を持つ「一次粒子」と排出時にガス状であった化学物質が大気中で光化学反応等により粒子化する「二次生成粒子」として分類される。

（川崎市）ふれあいの森…………… 26

保存樹木、保存樹林…………… 26

マ行

まちなぎ…………… 80

マニフェストシステム（マニフェスト制度）…………… 103

排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に帳票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した帳票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのこと。1991年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により創設され、1993年4月より一部の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）に限って義務付けられた。1997年6月の同法の改正により、マニフェスト制度の適用がすべての産業廃棄物に拡大された（1998年12月施行）。

緑の基本計画（かわさき緑の30プラン）…………… 24

緑の活動団体…………… 27

（川崎市）緑の保全及び緑化の推進に関する条例…………… 26

緑の保全地域…………… 26

緑の保全を目的とする法令の規定により緑が保全される区域を除く土地で、豊かな林相を有する土地の区域、動植物の生息地として適正に保全する必要がある土地の区域、水辺地等と一体となって良好な緑を形成している土地の区域等で、「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、市長が指定する。緑の保全地域内で建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、宅地の造成、土石の採取又はたい積その他の土地の形質の変更等の行為をしようとする者は、あらかじめ届出が必要となる。

ヤ行

有害大気汚染物質…………… 49

古くから問題となり規制の対象とされてきた窒素酸化物（NO_x）、硫酸酸化物（SO_x）等の大気汚染物質以外の大気中に微量に存在する種々の有害な物質及び物質群の総称。OECD（経済開発協力機構）の定義によれ

ば「大気に微量に存在する気体状、エアロソル状又は粒子状の汚染物質であって、人間の健康、植物又は動物にとって有害な特性（例えば、毒性及び難分解性）を有するもの」とされており、種々の物質及び物質群を含む。この用語は、NO_xやSO_x等の大気汚染物質とは区別して用いられている。一般に、大気中濃度が微量で急性影響は見られていないものの、長期的に暴露されることにより健康影響が懸念されるもの。大気汚染防止法では、「継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」と定義されている。

ラ行

(川崎市) リサイクルコミュニティセンター	102
リスクコミュニケーション	21
緑化推進重点地区	27
<p>緑の基本計画で設定することとしている緑化の推進を重点的に図るべき地区。2001年9月の環境保全審議会の答申で、9地区の設定が提言され、基本的な考え方が示されている。その概要は、駅前等の都市のシンボルとなる地区、特に緑の少ない地区、市街地開発事業等と連携して計画を策定することが可能な地区等を要件としている。また、これらの要件に加えて、市の基本構想や都市整備の方向、かわさき緑の30プラン等を総合的に勘案して、緑化施策面からの緊急性、まちづくり事業のタイミング等を考慮し、直ちに積極的に緑化施策の展開を図るべき地区として、川崎駅周辺地区、小杉地区、新百合ヶ丘地区の3地区を選定した。市では、この3地区について、地区毎に緑化の基本方針や目標を設定し、緑化を推進するための具体的な整備の内容、その維持・管理の方法等を定める「緑化推進重点地区計画」を地区の住民とのパートナーシップにより策定していくものとしている。</p>	
緑化推進リーダー	43
緑化地	27
緑地保全協定	26
緑地保全地区	26
レッドデータブック	85

B

BOD : Biochemical Oxygen Demand → 生物化学的酸素要求量

C

CFC (クロロフルオロカーボン) → 特定フロン
 COD : Chemical Oxygen Demand → 化学的酸素要求量

D

DPF (Diesel Particulate Filter) 装置 15
 (ディーゼル微粒子除去装置、粒子状物質除去装置)

E

EPMS : Environment Protection Management System

→ 交通公害低減システム

H

HFC → ハイドロフルオロカーボン

I

ISO14001 103

国際標準化機構 (ISO : International Organization for Standardization) で制定した環境マネジメントに関する一連の国際規格であるISO14000 シリーズの中で、中核をなす規格である。企業活動、製品及びサービスの環境への負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に改善されるシステム (環境管理システム) を構築するための要求事項が規定されている。ISO14001 に基づき環境への配慮に自主的・積極的に取り組んでいることを示すことが可能となる。

N

NO₂ (二酸化窒素) → 二酸化窒素
 NO_x (窒素酸化物) → 窒素酸化物

P

PFC → パーフルオロカーボン

pH 95

ピーエイチと読む。溶液の酸性、アルカリ性の程度を示す。pHが7であれば中性、7未満は酸性、7を超えるとアルカリ性を示す。雨はごく自然の状態でも、空気中の二酸化炭素が溶け込むことによりpH5.6程度になるといわれており、それより低いpHになった雨を通常「酸性雨」と呼んでいる。pHは酸性雨の基本的な指標の一つであるが、硫酸や硝酸等のイオン成分の濃度なども重要な指標である。

PRTR法

→ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

PTPS : Public Transportation Priority System

→ 公共車両優先システム

S

SO₂ (二酸化硫黄) → 二酸化硫黄

SO_x (硫黄酸化物) → 硫黄酸化物

SPM : Suspended Particulate Matter → 浮遊粒子状物質

T

TDM : Transportation Demand Management

→ 交通需要管理 (= 交通需要マネジメント)

—お知らせ—

本編年次報告書を御覧になられて、市の環境の現状と講じた施策等について、より詳しくお知りになりたい方には、次の冊子を御参照ください。
報告書の発行時期、入手方法等は、各担当にお問合せください。

○緑と公園に関すること：環境局事業概要—緑編—

発行予定時期 2004年12月頃

担当 環境局緑政部緑政課（緑政企画）

☎ 200-2399（直通）

○公害関係全般

○環境保全に関する調査・研究

○普及啓発・環境教育の推進

○環境影響評価の推進担当
等

）に関すること：環境局事業概要—公害編—

発行予定時期 2004年12月頃

担当 環境局公害部企画指導課（公害企画）

☎ 200-2239（直通）

○廃棄物に関すること：環境局事業概要—廃棄物編—

発行予定時期 2005年1月頃

担当 環境局生活環境部廃棄物企画担当

☎ 200-2558（直通）

2004年度版
川崎市環境基本計画年次報告書
2004年12月発行

発行 川崎市

編集 川崎市環境調整会議

（事務局 環境局総務部環境調整課）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2386（直通）

FAX：044-200-3921

Eメール：30kantyo@city.kawasaki.jp

印刷 株式会社 エイシン

